

○社会福祉法人東員町社会福祉協議会職員の派遣等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、本会職員を地方公共団体又は他の社会福祉法人等に派遣し、本会事業の運営に資することを目的に必要なことを定めるものとする。

(職員の派遣)

第2条 会長は、次の各号に掲げる団体等との取決めに基づき、当該団体等の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員を派遣することができる。

- (1) 地方公共団体
- (2) その他の社会福祉法人
- (3) その他会長が必要と認める団体等

(派遣職員の職務への復帰)

第3条 派遣した職員（以下「派遣職員」という。）が本会職務へ復帰する場合は次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 派遣職員が、派遣先団体の役職員の地位を失った場合
- (2) 派遣職員の派遣が、この規程に適合しなくなった場合
- (3) 職員派遣が、前条に規定する取決めに反することとなった場合

(派遣職員の給与)

第4条 派遣職員には、その職員派遣の期間中、給料、手当等のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。

(派遣職員の処遇)

第5条 派遣職員は、派遣中及び職務復帰後も身分を保障され、派遣先団体において就いていた業務は本会の業務同様とみなす。

2 派遣職員が職務に復帰した場合におけるその者の職務の級、給料月額及び昇給期間については他の職員との均衡上必要と認められる範囲内において、調整を行うことができる。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。